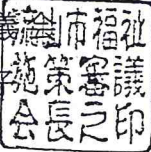




流 福 審 第 9 号
平成 2 6 年 5 月 2 0 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議
会長 小島 富美子


(仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について
(答申)

平成 2 6 年 4 月 2 2 日付け流社第 6 3 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 条例の趣旨について

支援を必要とする者が住み慣れた地域において、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、行政が提供する介護保険等の公的なサービスの充実だけでなく、地域における日常的な支え合い活動による支援が重要と考えます。

また、そうした支え合い活動は災害時の円滑かつ迅速な避難支援に繋がることが期待されます。

そのためには、支援を必要とする者に対して情報提供に係る意思の確認を行った上で、支え合い活動に必要な情報をあらかじめ自治会等へ提供できるようにすることが必要であると認め、諮問された本条例の趣旨に賛同します。

2 制定後の取り組みについて

条例制定に伴い市が取り組むべき施策に関して、次の意見を申し添えます。

(1) 全ての市民が地域社会の一員として互いに助け合うという視点から、地域における支え合い活動に参加・協力するよう市民に周知し、その普及に努めること。

(2) 地域における支え合い活動は、その地域の実情を最もよく理解し、地域のコミュニティ活動の中核を担う自治会の役割が不可欠であ

ることを踏まえ、自治会に対して積極的に支え合い活動の実施を呼び掛け、その促進と拡大に努めること。

- (3) 市は、庁内関係課間の緊密な連携はもとより、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他関係機関、事業者それぞれの活動、職務又は業務を通じて行われる支え合い活動が、相互に連携が図られ、効果的に展開されるよう必要な施策を行うこと。
- (4) 市は、情報を提供する団体等に対し、個人情報の安全な管理について、必要な措置を講じるよう周知・徹底すること。
- (5) 本人から情報提供について不同意の意思表示等があった場合についても、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など、本人の生命、身体等に差し迫った危険があり、関係者に協力を依頼する必要がある場合には、必要な情報を提供すること。
- (6) 平成27年4月からの条例施行に向けて、平成26年度中に具体的な手続等に関する規則の制定、対象者への情報提供に係る意思の確認、提供する名簿の整備等の必要な施策を行うこと。合わせて、平成20年3月に策定された「流山市災害時要援護者避難支援計画」の必要な見直しを行い、実効性のある避難支援体制の構築に努めること。
- (7) 市は、名簿への登載を自ら申出ることができることを様々な機会を通じて周知し、高齢者や障害者だけでなく、妊産婦、乳幼児、外国人等も含めて支援を必要とする者の把握に努めるとともに、名簿情報をできるかぎり正確かつ最新の情報に保つよう努めること。